

新・豊田市防犯活動行動計画

みんなでつくろう犯罪のないまち

平成19年 3月

豊 田 市

R100

目次

◇ 新・豊田市防犯活動行動計画 策定の背景	P 1
◇ 基本的な考え方	P 3
◇ 現行「豊田市防犯活動行動計画」の検証	P 3
◇ 重点的に取り組む課題	P 5
◇ 計画期間	P 8
◇ 指標設定	P 8
◇ 施策体系	P 9
◇ 推進事業	P10
◇ 重点事業	P14
◇ 効果の確認	P16

◇ 新・豊田市防犯活動行動計画 策定の背景

豊田市においては、

- 犯罪発生件数の急増（平成15年までの10年間で約2.4倍の増加）
- 「安全・安心」に対する自治体の責任の明確化
- 愛知県安全なまちづくり条例の制定

等を背景として、平成17年3月、現行の「豊田市防犯活動行動計画（アクションプラン）」を策定、70の事業を掲げて「犯罪のないまちづくり」を推進してきた。

その間、平成17年4月には豊田・加茂7市町村の合併により市域が約3倍に拡大するなど、都市環境が大きく変化してきている。

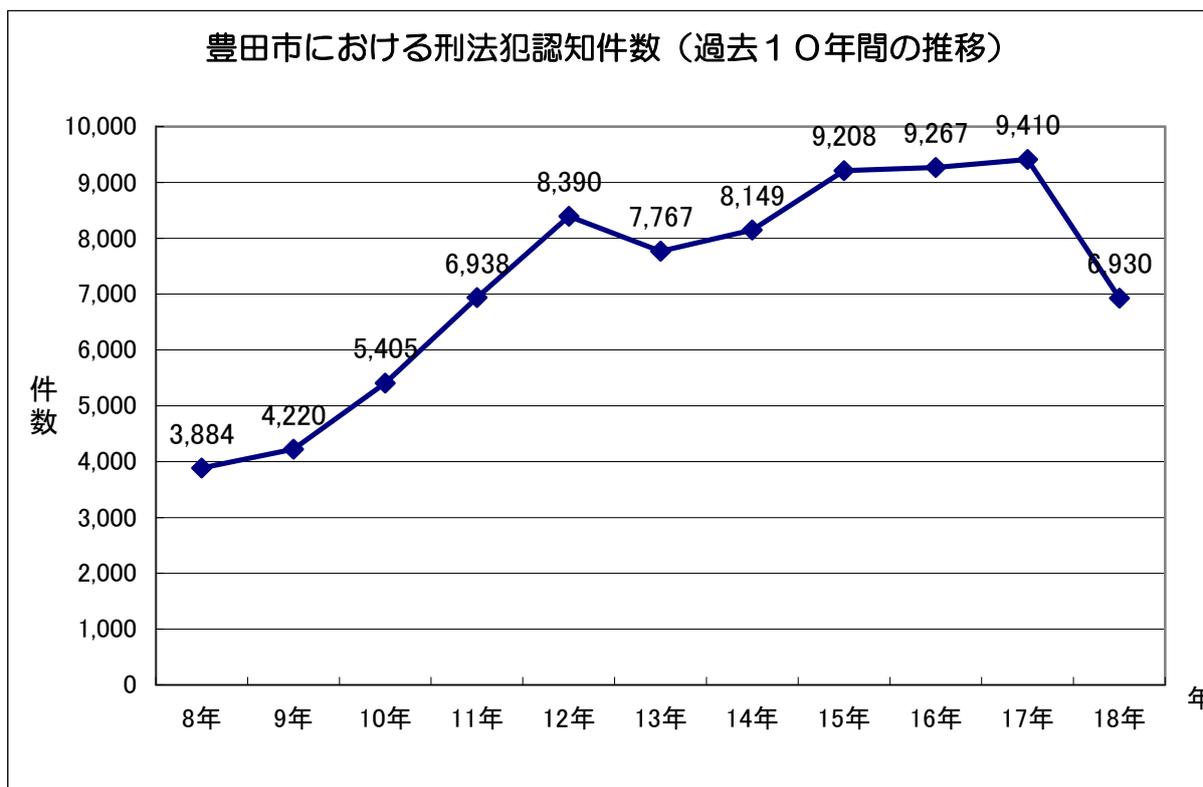
防犯に関しては、市民の安全・安心に対する関心が高まる中、自主防犯活動が活発化し、平成19年1月現在、312の自主防犯活動団体が、地域の課題に対応した活動を展開している。

こうした活動の成果として、平成18年の犯罪発生件数（街頭犯罪認知件数）については、アクションプラン策定前の平成15年と比較して、約37%減少している。

しかし、この状況に安穏とせず、自主防犯意識の向上と、犯罪発生件数の減少傾向を確かなものとするため、市、市民・事業者、警察等関係機関の連携の下、さらに必要な施策を展開していく必要がある。特に、犯罪発生件数は、再び増加傾向に転じる可能性がある上、自動車盗など一部の罪種では、豊田市が県下ワースト1の発生件数を記録しているという現実もある。

平成19年4月、犯罪の抑止及び治安に対する市民の不安感の解消を図り、もって安心して生活することのできる地域社会の実現に資することを目的として、「豊田市犯罪のないまちづくり条例」（以下「条例」という。）が施行される。この条例に基づき、各々の主体が、その責務に応じて引き続き「犯罪のないまちづくり」を推進していくため、新・「豊田市防犯活動行動計画（アクションプラン）」を策定するものである。

(参考) 豊田市の犯罪発生状況



街頭犯罪11罪種 認知件数（平成18年中）

罪種別		認知件数		同期対比	
		本年 (18年)	前年 (17年)	増減	比率
住宅 対象	空き巣	266	471	-205	-43.52%
	忍込み	124	89	35	39.33%
	居空き	9	14	-5	-35.71%
	計	399	574	-175	-30.49%
	自動車盗	245	400	-155	-38.75%
	オートバイ盗	376	565	-189	-33.45%
	自転車盗	865	1,053	-188	-17.85%
	部品ねらい	768	889	-121	-13.61%
	車上ねらい	765	1,177	-412	-35.00%
	ひったくり	12	21	-9	-42.86%
	自販機ねらい	111	898	-787	-87.64%
	恐喝	39	44	-5	-11.36%
	強盗	17	16	1	6.25%
	強制わいせつ	26	35	-9	-25.71%
	合計	3,623	5,672	-2,049	-36.12%

◇ 基本的な考え方

「犯罪のないまちづくり」の推進に当たっては、市、市民・事業者、警察等関係機関の連携が必要であること、また、各々の主体がその責務に応じて推進していくものであることなどを踏まえ、新・豊田市防犯活動行動計画を策定していく上での基本的な考え方は、現行の豊田市防犯活動行動計画と同じく、「みんなでつくろう犯罪のないまち」とする。

◇ 現行「豊田市防犯活動行動計画」の検証

現行の豊田市防犯活動行動計画について、その進捗状況を、設定した目標数値の達成状況、効果を確認するための指標となる「市民の犯罪に対する不安感調査」の結果により検証する。

(1) 目標値に対する達成度

現行の行動計画において設定した目標値については、これを上回っている。

設定した項目	目標値	実績値（18年度は見込み）
街頭犯罪件数	15%削減（各年5% 3年）	37%削減
自主防犯活動団体組織化	230団体	312団体
防犯灯設置	920灯	2,430灯
安全教育開催	430回	510回

(2) 犯罪に対する不安感調査結果に基づく検証

「犯罪に対する不安感調査」（以下「不安感調査」という。）の結果、総合評価としては、犯罪に対する市民の不安感は、大きくは変化していないことが明らかとなった。また、項目別では、「犯罪弱者を狙った犯罪」、「留守宅への空き巣被害」、「痴漢、不審者等の出没」などに対する不安感が、上位を占めている。

調査項目	平成17年度 調査結果	平成18年度 調査結果	増減
総合評価	2.48	2.47	-0.01
犯罪弱者を狙った犯罪	2.8	2.8	± 0
留守宅への空き巣被害	2.9	2.8	-0.1
痴漢、不審者等の出没	2.7	2.8	+0.1

※調査結果は、4段階評価で、数値が大きいほど不安感が強いことをあらわす。

(参考) 犯罪に対する不安感調査

○目的

市民の犯罪に対する不安感がどの程度変化したかを継続的に検証・評価することで、今後の活動方法を再検討し、より適確な方策を実施していくことを目的とする。

○平成18年度調査 概要

実施時期 平成18年6月～8月

調査表配布数 2,900枚、回収数 2,184枚 回収率 75.3%

○調査結果

(◆は18年度、◇は17年度の結果を示す。同数値の項目は、◇を省略している。)

項目	数値	不安感			
		弱 ←			→ 強
		1	2	3	4
1 犯罪弱者を狙った犯罪	2.8			◆	
2 留守宅への空き巣被害	2.8			◆◇	
3 自動車の盗難	2.5			◆	
4 バイク・自転車の盗難	2.4			◆	
5 車上ねらいの被害	2.6			◆◇	
6 ひったくりの被害	2.3			◆	
7 強盗・恐喝の被害	2.5			◇◆	
8 痴漢、不審者等の出没	2.8			◇◆	
9 傷害等の凶悪・粗暴犯	2.6			◇◆	
10 振り込め詐欺等の知能犯	2.4			◆	
11 薬物常用者による犯罪	2.2			◆◇	
12 暴走族等の出没	2.5			◆◇	
13 不良外国人による犯罪	2.6			◆	
14 住宅の周辺が暗いこと	2.3			◆	
15 近隣住民の無関心	2.0			◆	
16 犯罪に関する情報の不足	2.3			◆	
17 その他	3.2				◇◆

※「その他」の主なものとしては、インターネットを悪用した犯罪、悪質・違法な訪問販売や電話勧誘などが挙げられている。

◇ 重点的に取り組む課題

現行の行動計画の検証結果を踏まえ、新・豊田市防犯活動行動計画を取りまとめるにあたり、重点的に取り組む課題を整理する。

(1) 自主防犯活動の更なる拡充

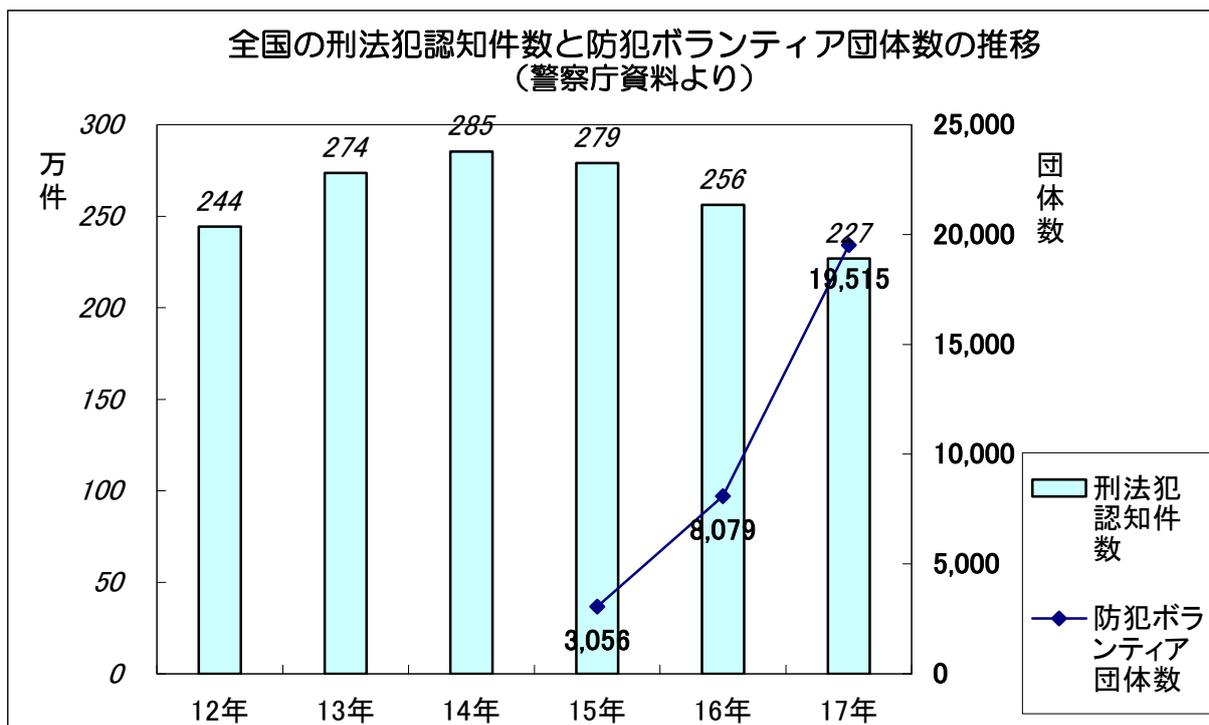
平成15年以降、全国的に犯罪発生件数が減少している背景として、警察力の増強(注)による検挙活動の推進はもとより、地域の自主防犯活動の進展による地域防犯力の向上が大きな要因であるとされている。

自主防犯活動団体(防犯ボランティア団体)は、警察庁の資料によれば、平成17年末で全国に19,515団体存在するとされている。

豊田市においても、平成19年1月時点で、自治区等を主体として、312の自主防犯活動団体が活動している。その主な活動内容は、児童、生徒の登・下校時における安全確保のための活動、空き巣や自動車関連窃盗抑止のためのパトロール活動などとなっているが、地域によってはその充実度に差がある。また、市民の犯罪に対する漠然とした不安感を取り除くためには、防犯に関する正しい知識の習得が必要であり、自主防犯活動を通じた市民への防犯知識の普及、防犯意識の向上が、地域防犯力の向上に有効である。

したがって、犯罪のないまちづくり条例に基づき、啓発活動、実地活動の両面から、自主防犯活動をさらに拡充していく必要がある。

(注) 警察庁は、警察力の増強について、「緊急治安対策プログラム」(平成15年8月)において、「3年で1万人規模の地方警察官の増員」を掲げている。



(2) 子ども・女性・高齢者等、犯罪弱者の防犯対策

平成18年度不安感調査の結果、市民が最も不安感を強く感じているのは、①「犯罪弱者を狙った犯罪」②「痴漢、不審者等の出没」③「留守宅への空き巣被害」の3項目であった。

その中で、特に①は前年度に引き続き最も不安感が強い要素であること、②は前年度より不安感が強くなった項目である。

子どもや女性は、それだけの理由で、一般的に成人男性と比較して、犯罪被害に遭う機会が高いといえる。愛知県警察の資料によれば、平成18年中の、県下の13歳未満を対象とした声かけ、つきまとい事案等認知件数は、387件で、前年比で約2.1倍と急増している。子どもの安全について地域の関心が高まり、これまで通報されなかったケースが通報されるようになったことも増加の要因と考えられるが、豊田市においても、児童、生徒を対象とした不審者情報等が平均週1回程度寄せられている(注)ことから、身近なところで子どもが被害に遭う可能性は高いといえる。また、平成18年中の街頭犯罪認知件数のうち、強制わいせつについては、豊田市が県下(名古屋市を除く)ワースト1の26件を記録している。

また、少子高齢社会の進展などといった社会構造の変化を背景として、旧町村部を中心に、日中に高齢者のみとなる集落等が増加する傾向が強くなってきていると考えられる。こうした状況を狙って、悪質、違法な訪問販売行為や、振り込め詐欺などが発生する恐れがある。

これらのことから、子どもや女性、高齢者等といった、犯罪被害に対して弱い立場にあり保護、援護が必要な、いわゆる犯罪弱者に対し、防犯対策を図ることが必要である。

(注) 豊田市犯罪情報提供ネットワークメール配信サービスにおける、不審者情報配信実績(平成18年4月～19年1月)41回(0.9回/週)による。

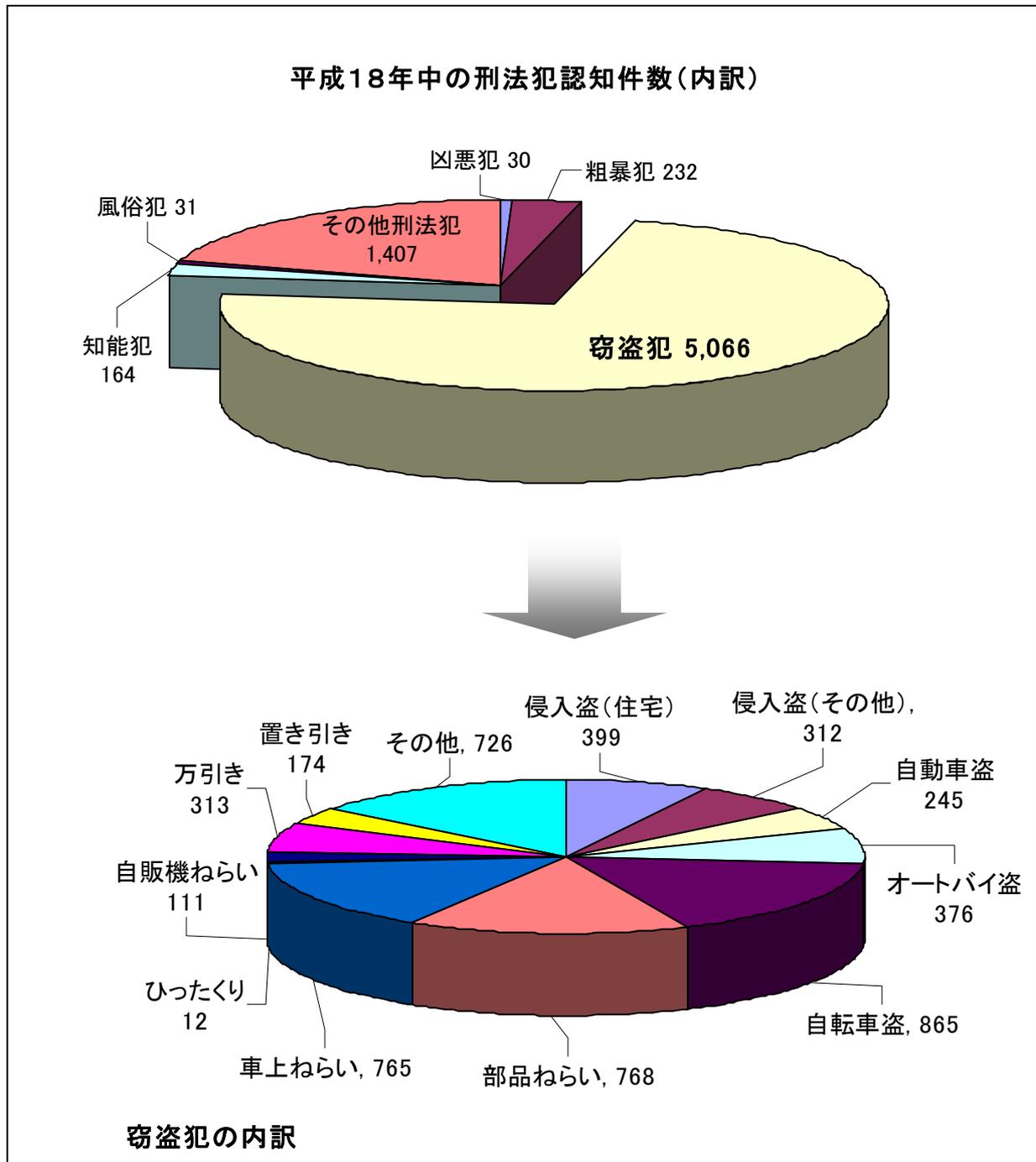
(3) 窃盗犯罪被害の抑止

不安感調査の結果、「留守宅への空き巣被害」に対する不安感は、前年に引き続き強く、身近なところで発生する恐れのある「ドロボー」に対する、市民の漠然とした不安感をあらわしているといえる。

事実、平成18年中の豊田市内の街頭犯罪罪種別認知件数のうち、「忍込み」(家人が寝静まった間に住宅に侵入し、金品を盗むもの。)は前年比+39.3%と大きく増加している。さらに、「忍込み」は、物音を聞きつけた家人などと鉢合わせして、居直り強盗等、凶悪犯罪に発展する可能性が懸念される。

一方、不安感調査結果のうち、「強盗・恐喝の被害」、「痴漢、不審者の出没」、「傷害等の凶悪・粗暴犯」の3項目については、いずれも前年度よりわずかながら不安感が強くなっている。これらは、いずれも身体に直接危害の及ぶ恐れのある項目といえる。

身体を狙ってくる凶悪犯罪を、個人的な対策で防ぐには限界があるが、住宅の侵入対策など、個人の取り組みで、ある程度被害を防ぐことができ、かつ凶悪犯罪につながる恐れのある「窃盗犯罪」被害の抑止を図ることが必要である。また、全刑法犯に占める窃盗犯の割合は、70%を超えることから、窃盗犯罪の抑止にむけた取り組みの推進が、有効である。



◇ 計 画 期 間

新・豊田市防犯活動行動計画の計画期間を設定する。

本計画は、現行の豊田市防犯活動行動計画の計画期間（平成16年度～18年度の3か年）を引き継いで策定、推進していくものであること、行動計画として、短期間に集中して実施する施策について取りまとめるものであることから、本計画の計画期間は、平成19年度～21年度の3か年とする。

◇ 指 標 設 定

新・豊田市防犯活動行動計画の推進にあたって、達成度を検証するための指標を設定する。

行動計画は、犯罪のないまちづくり条例に基づき策定されるものであり、行動計画における指標設定の考え方は、条例第1条に掲げる条例の目的「犯罪の抑止」を基本とする。

(1) 街頭犯罪発生件数 対前年比 10%抑制

愛知県の策定した「あいち地域安全県民行動計画」（平成18年5月）において、刑法犯を「毎年1万件」（平成17年の刑法犯約20万件的5%に相当）削減する目標を掲げているが、新・豊田市防犯活動行動計画においては、市民生活に身近な窃盗犯罪被害の抑止等、街頭犯罪対策を重点的に推進していくこと、現行 行動計画の目標などを踏まえ、引き続き街頭犯罪の抑制に向けた目標を設定していく。

数値としては、現行 行動計画の目標数値に対する達成状況（街頭犯罪3年間で約36%削減）を踏まえ、この傾向を維持していくため、対前年比10%の抑制とする。

項目および年次	19年度	20年度	21年度
街頭犯罪発生 件数の抑制	前年比 10%抑制	前年比 10%抑制	前年比 10%抑制

(2) 長期的な目標 犯罪発生件数を10年前の数値（3,900件）とする

現行 行動計画の推進により、目標を上回る街頭犯罪発生件数の削減が図られたことから、この傾向を継続して、犯罪のないまちづくりを推進していくための長期的な目標を設定する。

「あいち地域安全県民行動計画」は、愛知県が政策指針に掲げた「10年で犯罪の認知件数を半減させること」を根底に策定されていることなどから、新・行動計画においても、次期・行動計画までを見据えた長期的な目標として、犯罪発生件数を10年前である平成8年当時の発生件数、3,900件とすることを掲げるものとする。

◇ 施 策 体 系

「犯罪のないまちづくり」を効果的に推進していくため、重点的に取り組む課題ごとに、柱となる「施策体系」を設定する。また、課題及び施策体系に対応した取り組み例を示す。

	自主防犯活動の 更なる拡充	子ども・女性・ 高齢者等、犯罪 弱者の防犯対策	窃盗犯罪被害の 抑止
<p>施策体系Ⅰ 犯罪を予防する 「意識改革」</p> <p>広報・啓発活動、犯罪に関する情報の公開・提供等により、市民一人ひとりの防犯に対する意識改革を進め、犯罪に遭遇する危険性の軽減を図る。</p>	<p>自主防犯（啓発） 活動の展開による、知識の普及・啓発の推進</p>	<p>防犯教育等による、危険察知力の向上</p> <p>犯罪情報提供ネットワークの機能拡充</p>	<p>各家庭における、防犯対策の促進</p> <p>広報の拡充による防犯意識の向上</p>
<p>施策体系Ⅱ 犯罪を抑止する 「環境整備」</p> <p>防犯の視点から物理的な環境整備により、犯罪が発生しにくいまちづくりを進める。</p>	<p>地域の危険箇所の把握、改善</p> <p>環境整備、改善の促進</p>	<p>公共施設等の防犯性の向上</p> <p>学校施設等の防犯対策の推進</p>	<p>防犯灯の設置促進等による、犯罪の発生しにくい地域環境の整備</p> <p>地区防犯診断の推進</p>
<p>施策体系Ⅲ 犯罪に強い 「地域の形成」</p> <p>地域コミュニティの育成や、関連機関相互の連携・パトロール等による視認性の強化により、犯罪を抑止できる地域の形成を進める。</p>	<p>自主防犯（実地） 活動の展開による、犯罪の抑止</p> <p>自主防犯活動団体相互の情報交換等の推進</p>	<p>地域の防犯リーダーの養成</p> <p>地域安全マップ作りの推進</p>	<p>事業者、NPO法人等と連携した防犯活動の推進</p> <p>推進強化地区指定による地域の防犯力の向上</p>

◇ 推 進 事 業

施策体系に沿って、具体的な取り組み内容となる推進事業を整理する。

(1) 犯罪を予防する「意識改革」

施策体系	取り組み内容	アクションプランにおける実施期間	実施主体
1 犯罪を予防する「意識改革」			
(1) 啓発活動の推進			
① 広報活動の推進	・ 豊田市防犯ネットワークニュースの発行	平成16年度～継続	防災防犯課
	・ 「広報とよた」に防犯特集を掲載	平成16年度～継続	防災防犯課
	・ ホームページ等による犯罪情報の提供・公開	平成17年度～継続	防災防犯課
	・ 公用車による防犯活動のPR	平成16年度～継続	全庁
	・ CATV市政情報番組「とよたNOW」の特集で放映	新規	広報課
	・ 民放ラジオの市政情報番組で放送	新規	広報課
	② 自主防犯（啓発）活動の推進	平成16年度～継続	防災防犯課
	③ 各家庭での防犯対策の促進	平成16年度～継続	防災防犯課 防犯協会
	④ 防犯街頭キャンペーンの実施	平成17年度～継続	防災防犯課
	⑤ 各種イベントにおける啓発活動	平成16年度～継続	防災防犯課
	⑥ 地域主催での「ふれあい祭り」等での防犯グッズの展示	平成17年度～継続	防災防犯課 生涯学習課
	⑦ 建築事業者への啓発・協力依頼	平成16年度～継続	防災防犯課 建築相談課
⑧ 出前講座等の実施	平成16年度～継続	防災防犯課	
⑨ 不安感（アンケート）調査による、市民の不安要素の把握	平成17年度～継続	防災防犯課	
⑩ 犯罪情報提供ネットワークの機能拡充	平成17年度～継続	防災防犯課	
⑪ 犯罪弱者および保護者への啓発の推進	新規	防災防犯課 生涯学習課 次世代育成課 障害福祉課 学校教育課	
⑫ 職員への防犯啓発のための研修の実施	新規	人事課	
(2) 学校・園等における防犯対策			
① 全児童・生徒に防犯ブザーを配布		平成16年度～継続	防災防犯課
	② 園児・児童・生徒への安全教育の実施	平成16年度～継続	学校教育課 保育課

施策体系	取り組み内容	アクションプランにおける実施期間	実施主体
	③ 教職員等の防犯講習会の実施	平成16年度～ 継続	学校教育課 保育課
	④ 子どもおよび保護者への啓発プログラム・教材の開発	新規	防災防犯課 学校教育課
	⑤ 緊急情報メール配信システムの運用	新規	学校教育課
(3) 関係機関等との連携、職員等による連絡・情報提供体制の整備			
	① 豊田市防犯ネットワーク会議の組織充実・情報提供及び共有	平成16年度～ 継続	防災防犯課
	② 地域教育懇談会の開催	平成16年度～ 継続	学校教育課

(2) 犯罪を抑止する「環境整備」

施策体系	取り組み内容	アクションプランにおける実施期間	実施主体
2 犯罪を抑止する「環境整備」			
(1) 市民活動への支援			
	① 防犯灯の設置及び管理費の支援	平成16年度～ 継続	自治振興課 各支所
	② 商店街等の防犯カメラ設置補助	平成16年度～ 継続	商業観光課
	③ 商店街等の街路灯設置補助	平成16年度～ 継続	商業観光課
	④ 地域安全指導員による自主防犯団体指導・研修会講師・巡回警備等	平成17年度～ 継続	防災防犯課
	⑤ 店舗・事務所等の駐車場における防犯対策の促進	新規	防災防犯課
(2) 犯罪防止に配慮した環境整備			
	① 公共施設の防犯診断	新規	防災防犯課 施設所管課
	② 公共施設等の防犯性の向上		
	・防犯上の指針（愛知県）の、施設計画等への反映	平成17年度～ 継続	施設所管課
	・照明灯の設置	平成17年度～ 継続	施設所管課
	・植栽等の配置の工夫	平成17年度～ 継続	施設所管課
	・駐車場、駐輪場における夜間照明の設置	平成17年度～ 継続	施設所管課
	・地下道等の見通しの悪い場所に照明灯・防犯ブザー等の設置	平成18年度～ 継続	土木課 道路維持課 交通安全課
	③ 公園における安全対策		
	・死角をつくらない樹木の配置、剪定	平成17年度～ 継続	公園課
	・遊具の選定、配置	平成17年度～ 継続	公園課
	・公園灯の設置	平成17年度～ 継続	公園課

施策体系	取り組み内容	アクションプランにおける実施期間	実施主体
	④ 地区防犯診断の推進	新規	防災防犯課
	⑤ 個人住宅の防犯性向上の促進	新規	防災防犯課
	⑥ 空き地、廃屋等における防犯対策の促進	新規	防災防犯課
	⑦ 業務委託による地域安全巡回	平成16年度～ 継続	防災防犯課
	⑧ 擬似パトカー・市公用車による、青色防犯パトロール	平成17年度～ 継続	防災防犯課 各支所
(3) 学校・園等における防犯対策			
	① 門扉・フェンス等の整備	平成16年度～ 継続	教育行政課 保育課
	② インターホンの設置	平成17年度～ 継続	教育行政課
	③ 教室等の配置の検討	平成17年度～ 継続	教育行政課 学校教育課 保育課
	④ 通学路等の安全点検	平成16年度～ 継続	学校教育課
	⑤ 防犯管理体制の整備	平成16年度～ 継続	学校教育課 保育課
	⑥ 緊急時の連絡体制の確立	平成16年度～ 継続	学校教育課 保育課
	⑦ 「こども110番の家」制度の充実	平成17年度～ 継続	警察署 学校教育課
	⑧ 防犯カメラの設置	平成16年度～ 継続	教育行政課
	⑨ 危機管理マニュアルの作成と訓練の実施	平成16年度～ 継続	学校教育課 保育課
	⑩ 警備委託	平成16年度～ 継続	教育行政課
	⑪ 児童・福祉施設の警備委託	平成17年度～ 継続	保育課
	⑫ 施設内の防犯チェック	平成18年度～ 継続	教育行政課 保育課
(4) 関係機関等との連携、職員等による連絡・情報提供体制の整備			
	① 市職員による防犯上の危険箇所の通報	平成16年度～ 継続	全庁
	② 犯罪発生情報の連絡網の整備・確認	平成17年度～ 継続	防災防犯課 学校教育課
	③ 要請による地域安全指導員、巡回員の巡回警備	平成16年度～ 継続	防災防犯課
	④ 要請地区への青少年補導員派遣	平成17年度～ 継続	青少年相談センター
	⑤ 「こども110番の工事現場」の推進	新規	工事所管課
	⑥ 「こども110番の車」活動の実施	新規	清掃業務課

(3) 犯罪に強い「地域の形成」

施策体系	取り組み内容	アクションプランにおける実施期間	実施主体
3 犯罪に強い「地域の形成」			
(1) 市民活動への支援			
	① 自主防犯活動団体への活動物品支援	平成16年度～ 継続	防災防犯課
	② 門灯の終夜点灯の促進	平成17年度～ 継続	防災防犯課
	③ 推進強化地区の指定	新規	防災防犯課
	④ 青色防犯パトロール活動の支援	平成17年度～ 継続	防災防犯課
	⑤ 自主防犯活動団体相互の情報交換等の推進	新規	防災防犯課
	⑥ 防犯講習会等における講師料等の支援および啓発資材の貸出	平成16年度～ 継続	防災防犯課
	⑦ 地域防犯リーダーの養成・活用	平成17年度～ 継続	防災防犯課
	⑧ 地域安全マップ作成の促進	新規	防災防犯課
	⑨ 防犯診断士資格取得の促進	新規	防災防犯課
	⑩ 事業者の防犯活動への参加促進	新規	防災防犯課
	⑪ 子ども見守り隊の活動支援	新規	次世代育成課
(2) 学校・園等における防犯対策			
	① 通学路安全マップの作成	平成17年度～ 継続	学校教育課
(3) 関係機関等との連携、職員等による連絡・情報提供体制の整備			
	① NPO法人等との連携による防犯活動の推進	新規	防災防犯課

◇ 重点事業

推進事業のうち、特に重点的に取り組む事業を、重点事業として改めて整理する。

(1) 犯罪弱者への啓発の推進、安全教育の実施による、防犯力の向上

犯罪被害に対して弱い立場にあり、保護、援護が必要な、いわゆる犯罪弱者および、その保護者等に対し、啓発の推進、安全教育の実施により、自分の安全を守るために必要な「防犯力」の向上を図る。

①子どもに関しては、従来の登下校時のその学齢等に応じて、適切な啓発を推進する。

就学前から小学校低学年までの、まだ自分で身の回りの危険を十分感知できない子供については、保護者に対し、子どもが危険に近づかないような配慮と、家庭での安全教育を促していく。

その他の児童、生徒については、家庭及び学校での安全教育、行政や地域による啓発活動を通じて、自ら危険を感知し、回避することができる「防犯力」の向上を促していく。

②女性に関しては、特に若年層に対し、学校及び事業所等と連携し、自ら危険に近づいていくことがないよう促していくとともに、安全教育を通じて、危険を感知することのできる「防犯力」の向上を図る。また、関係する各種団体等を通じて、啓発を推進していく。

③高齢者に関しては、特に日中高齢者のみとなる家庭等に対して、悪質、違法な訪問販売行為や振り込め詐欺等の被害に遭わないようにするため、防犯知識の普及を推進するとともに、カギ掛けの確実な実行など、犯罪被害に遭わないための意識付けを行っていく。

④その他、障害者など犯罪被害に対して弱い立場にあり、保護、援護が必要な市民及びその保護者等に対し、関係する各種団体等を通じて、必要な防犯知識の普及、啓発を推進していく。

(2) 推進強化地区の指定

豊田市犯罪のないまちづくり条例に基づき、推進強化地区を指定し、特定の地区における多発罪種等に焦点を絞った対策を推進していく。

地区指定に際しては、条例で「当該地区における犯罪発生状況等を総合的に勘案して、重点的に取り組む事項を併せて指定するもの」とされていることから、次に掲げる例のような指定が考えられる。

①平成17年度より実施している「市民の犯罪に対する不安感調査」において、2年連続して「住宅への空き巣被害」が最大の不安要因となっていることから、住宅対象侵入盗が特に多発している地区、住宅対象侵入盗に不安感を持つ市民の割合が高い地区などを、「住宅対象侵入盗対策推進強化地区」に指定する。

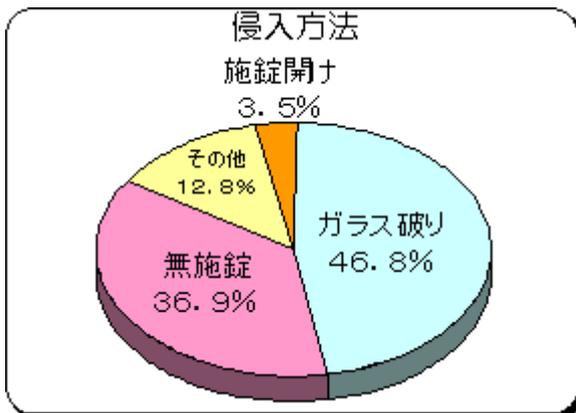
- ② 平成18年中の街頭犯罪発生件数は、全体としては前年比で約36%減少しているが、自動車関連盗難（車上ねらい、部品ねらい、自動車盗）については、「部品ねらい」（自動車に取り付けてある部品、付属品を盗んでいくもの）及び「自動車盗」の発生件数で、豊田警察署が県下ワースト1となっている。このため、自動車関連盗難の多発している地区を「自動車関連盗難対策推進強化地区」に指定する。

(3) 啓発活動の推進による、各家庭での防犯対策の促進

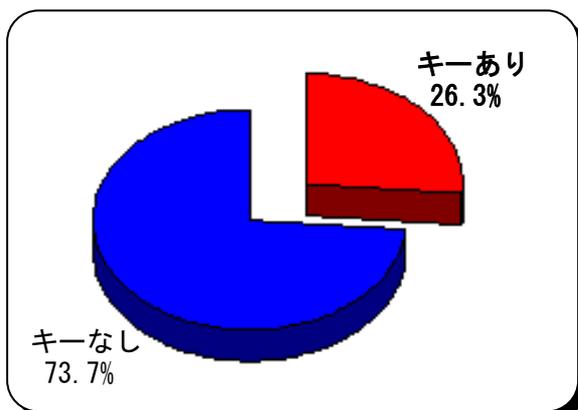
各家庭レベルの防犯意識の向上及び、具体的な防犯対策の促進を図る。

愛知県警察の統計によれば、住宅対象侵入盗の侵入方法のうち、3分の1以上が「無施錠」（カギをかけていない）であるとされている。また、自動車盗においても、約4分の1が、キーをつけたまま被害にあっているとされている。これらのことから、各家庭レベルにおける日常の防犯対策の必要性、重要性が浮かび上がってくる。

そこで、自主防犯活動においても、積極的な啓発活動の展開を促進するとともに、各種メディアを活用した、啓発活動、知識の普及活動を推進していくことで、各家庭での防犯対策を促進していく。



住宅対象侵入等における侵入方法の内訳
（一戸建住宅）
平成18年統計
（愛知県警察HPより）



自動車盗被害時の
「キーあり（キーのつけっぱなし）・
キーなし」の状況
平成18年統計
（愛知県警察HPより）

◇ 効果の確認

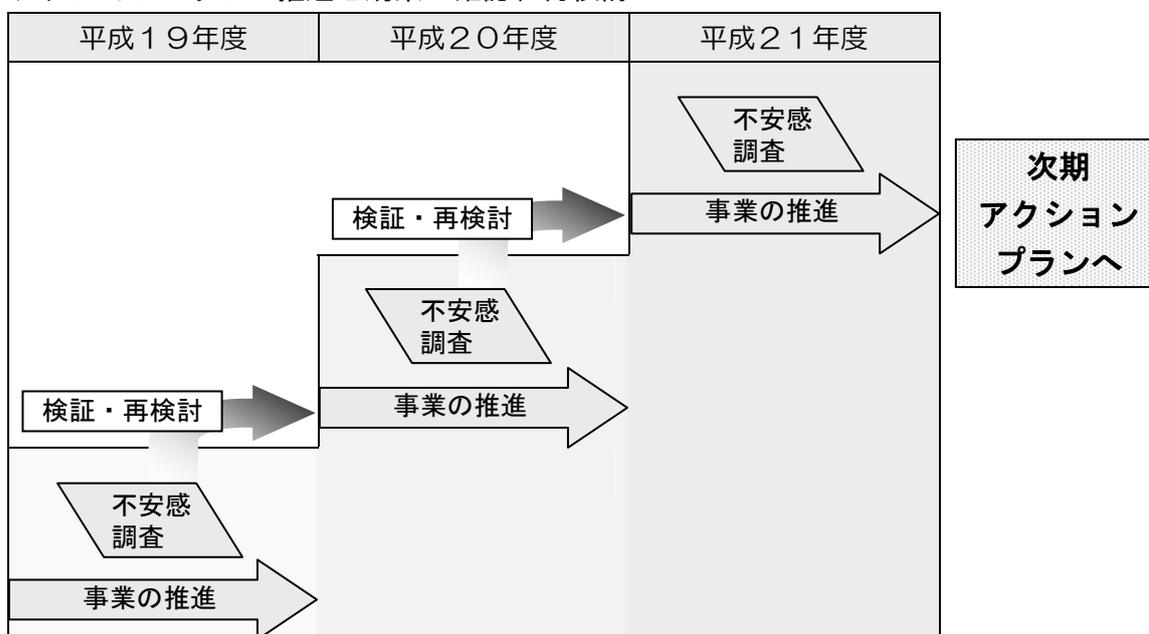
本アクションプランの推進による効果の確認は、「指標設定」の項目で設定した「街頭犯罪発生件数」の数値により評価する。

その中で、次期アクションプランへ取り組みを継続し、長期的な目標（犯罪発生件数を10年前の数値とすること。）の達成を図る。

また、市民の犯罪に対する不安感調査の結果を検証し、推進事業等を再検討し、より適確な方策を実施していくものとする。

なお、市民の犯罪に対する不安感調査については、従来どおり、豊田市防犯ネットワーク会議構成団体および自主防犯活動団体を対象に実施していくことで、検証結果の継続性を確保するものとする。

アクションプランの推進と効果の確認、再検討



平成19年3月
豊田市社会部防災防犯課

〒471-8501

愛知県豊田市西町3丁目60番地

TEL 0565-34-6750

FAX 0565-34-6048

E-mail bousai@city.toyota.aichi.jp